

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 5 月 3 0 日
契 約 業 者 名	(株) 片平新日本技研 東京本店
契 約 業 者 の 住 所	東京都文京区小石川二丁目 2 2 番 2 号
業 務 の 名 称	R 5 圏央道北首都国道管内橋梁点検業務
業 務 場 所	自) 埼玉県久喜市菖蒲町大字上大崎 至) 茨城県坂東市生子
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	計画準備 1 式 現地調査 1 式 関係機関との協議資料作成 1 式 定期点検 1 式 点検調書作成 1 式 報告書作成 1 式 診断調書作成 1 式 補修設計 (Ⅲ 判定) 1 式 打ち合わせ等 1 式
履 行 期 間 (自)	令和 5 年 1 1 月 2 1 日
履 行 期 間 (至)	令和 6 年 8 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 9 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 1 , 6 9 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	3 1 , 4 9 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 橋梁定期点検 関係機関協議の結果、点検が必要な橋梁を 3 橋追加する。また、関係機関より要望を受けたため、点検を行った 2 7 橋の診断調書の作成を追加する。 2. 共通 関係機関協議の結果、夜間作業が必要となったため、機械経費 (橋梁定期点検) を追加する。 3. 補修設計 (健全性 Ⅲ) 点検の結果、 (Ⅲ) 判定の橋梁が 3 橋確認されたため、補修設計を追加する。 4. 工期 工期は、補修設計の増工により、9 1 日間延伸し、令和 6 年 8 月 3 0 日までとする。

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 8 月 3 0 日
契 約 業 者 名	(株) 片平新日本技研 東京本店
契 約 業 者 の 住 所	東京都文京区小石川二丁目 2 2 番 2 号
業 務 の 名 称	R 5 圏央道北首都国道管内橋梁点検業務
業 務 場 所	自) 埼玉県久喜市菖蒲町大字上大崎 至) 茨城県坂東市生子
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	・補修設計 (健全性 Ⅲ) 1 式 ・補修検討 1 式
履 行 期 間 (自)	令和 5 年 1 1 月 2 1 日
履 行 期 間 (至)	令和 6 年 8 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 1, 4 9 3, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	－ 8 4 7, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	3 0, 6 4 6, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 補修設計 (健全性 Ⅲ) 関係機関協議の結果、健全性Ⅲの橋梁のうち、溝橋 (新 4 号交差 BOX) の補修設計については、現在管理をおこなっている事務所にて対応することとなったため、補修設計 (健全性 Ⅲ) を減工する。 2. 補修検討 関係機関協議の結果、溝橋 (新 4 号交差 BOX) について、BOX 内の損傷による本線への影響が懸念されたため、早急に現状を確認する必要が生じたため、補修検討を増工する。 3. 工期 工期は元設計のとおりとする。